

## 役員功労金基準

(目的)

第1条 この基準は、全国社会保険労務士会連合会(以下、「連合会」という。)の役員(連合会会則(以下、「会則」という。)第7条第3号及び4号の役員をいう。以下、同じ。)であって連合会の発展に寄与した者に対する功労金に関する事項を定める。

(支給対象)

第2条 功労金は、役員が退任した場合(会則第11条の規定に基づき解任された場合は除く)にはその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。

(支給基準)

第3条 功労金の額は、次のとおり計算する。

$$\text{功労金} = \Sigma \{ (\text{役位別本給} \times \text{役位別在職期間}) \times \text{支給率} 1.34 \} \\ \times \text{業績勘案係数}$$

2 役位別本給は、それぞれの役位ごとの本給月額とする。

3 役位別在職期間は、それぞれの役位ごとに計算する。

(在職期間の計算)

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、職員退職金規程(以下、「規程」という。)第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

(業績勘案係数)

第5条 業績勘案係数は0.5～1.5とし、役員の内職中の業績を勘案する。

2 前項に規定する係数は、会長がそのつど決定する。

(支払い等)

第6条 功労金の支払い等については、規程第14条の例による。

付則

1 この基準は、平成19年4月1日から適用する。

ただし、専務理事については、平成21年4月1日から適用し、この間において、なお従前の例による。